

## 医療安全管理室

### 【医療安全管理指針】

医療従事者個人レベルでの事故対策と医療施設全体の組織的事故対策を推し進め、安全な医療を提供できる環境を整えるよう日々取り組んでいます。

(医療法人正明会諸岡整形外科病院医療安全管理規程より)

### 【医療安全管理のための基本的な考え方】

1. 医療安全の意義である「医療の質および医療の基本」について全職員が周知します。
  - ・医療安全の必要性・重要性を病院組織および自分自身の課題と認識する
  - ・インシデント事例から問題抽出、考察など学ぶ姿勢を堅持し、業務改善をおこない医療提供環境を整え事故対策に臨む
2. 医療安全管理体制の確立をはかり安全な医療の遂行を徹底します。
  - ・医療安全指針を活用し医療安全対策委員会および医療安全管理室の設置する
  - ・医療安全管理マニュアル作成と定期的な改正による医療安全管理の強化を充実する

### 【医療安全委員会の活動内容】

毎月第4木曜日13時～定例の医療安全対策委員会を開催し、各部署の委員は意見を出し、対策を講じ各職場に持ち帰り自部署で活用しています。(討議：下記の項目内容)

1. 医療安全に関する現場の情報収集、実態調査(定期的な現場の巡回、点検、マニュアルの遵守状況の点検)
2. 医療安全管理マニュアルの作成および点検並びに見直し
3. インシデント報告書の収集、保管、分析、分析結果のフィードバック
4. インシデント報告書の集計結果の管理、具体的な改善策の提案・推進とその評価
5. 医療安全に関する最新情報の把握と職員への周知
6. 医療安全に関する職員への啓発、広報
7. 医療安全に関する教育研修の企画・運営(2回/年)
8. 医療安全対策ネットワーク整備事業に関する報告
9. 医療安全管理に係わる連絡調整

### 【医療安全管理者の役割】

1. インシデント事例の原因の分析や医療安全対策の検討、提言。
2. 医療事故の原因・分析および再発防止策の検討、提言。
3. 医療事故に関する諸記録の点検。
4. 医療安全の職員への啓発・広報。
5. 他の委員会に対する勧告案の検討。
6. その他医療安全管理の事項に関することの検討、提言。
7. 医療安全対策委員会の開催と運営